

(3) 令和6年度の体制について

1. 令和6年度の目標

①管理・運営体制の方針決定

- ・ 古民家の試行的利活用を進めつつ、管理・運営体制（案）を決定する。
- ・ 地域主体とするための人材を発掘し、運営体制の見通しをたてる。

②リフォーム設計のデザイン決定

- ・ 試行的利活用の効果検証を踏まえつつ、リフォーム設計に反映させデザインを固める。

2. 委員会の構成検討

目標①【ソフト】

- ・ 古民家の利活用実践
- ・ 地域と古民家をつなぐ
- ・ 管理、運営方法検討

目標②【ハード】

- ・ リフォーム設計デザイン検討

効率よく目標を達成するためには、
それぞれに特化した形での運営が望ましい！

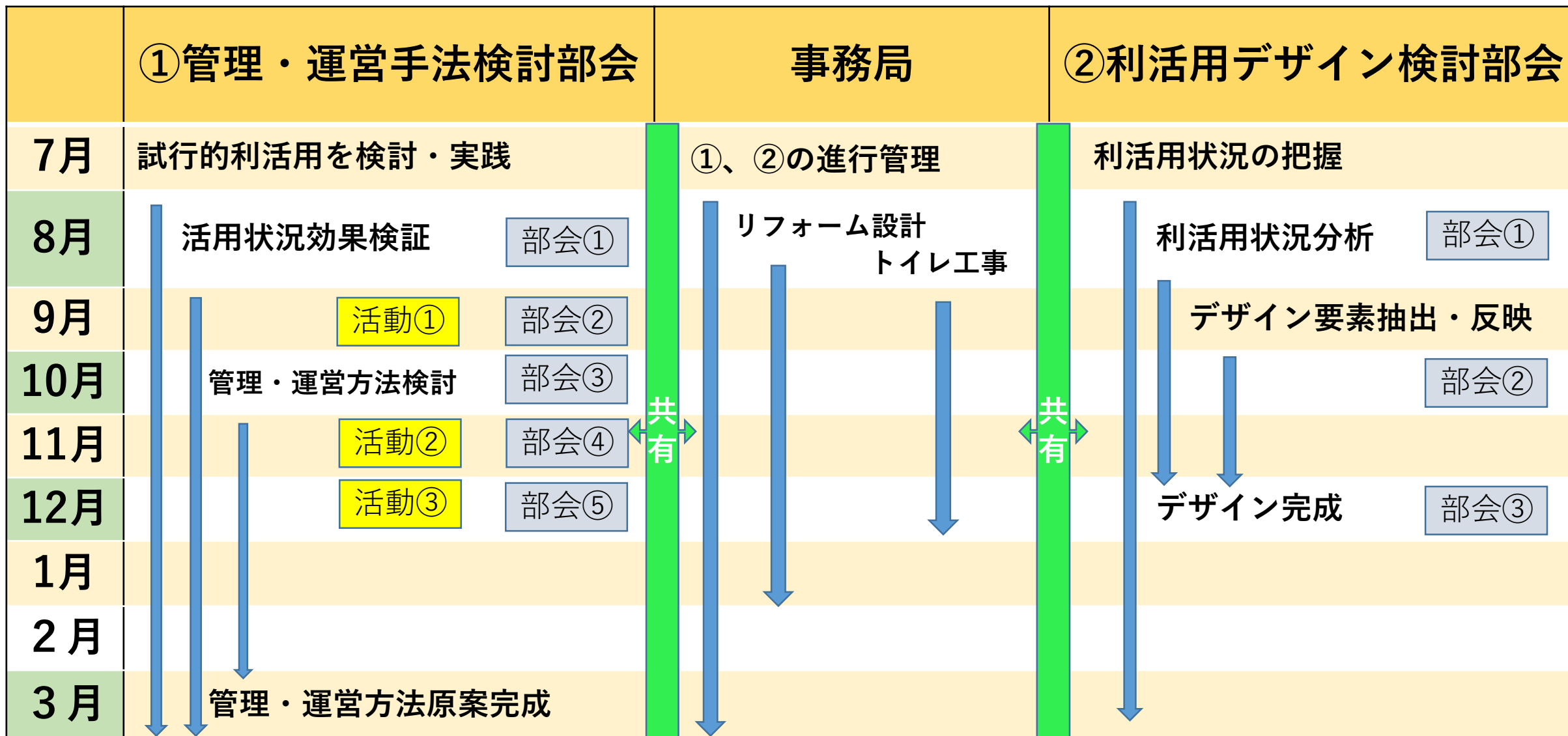
令和6年度は、

部会設置

3. 部会の役割について

	①管理・運営手法検討部会	②利活用デザイン検討部会
役割 1	試行的利活用を検討・実践 <ul style="list-style-type: none">・ イベント等の開催を検討 (例) 夏祭り、教室、展示会、お茶会 等・ 利活用状況報告 実施人数、反省点、改修希望点報告	利活用状況の把握・分析 <ul style="list-style-type: none">・ ①部会の利活用状況を把握し、活動結果を分析する。
役割 2	地元の主たる担い手づくり <ul style="list-style-type: none">・ 担い手となりそうな方を巻き込み、意見を聴きながら利活用実施	デザイン要素の抽出 <ul style="list-style-type: none">・ 利活用状況の分析結果に基づき、デザインに必要な要素を整理する。
役割 3	管理・運営方法の検討 <ul style="list-style-type: none">・ 利活用の実施を踏まえ管理体制を検討 (例) 鍵の管理方法、清掃方法 等	設計条件への反映 <ul style="list-style-type: none">・ 利活用状況の分析結果及び必要なデザイン要素を設計に反映させる。

4. 各部会の今後の動きについて



5. 「川島町古民家利活用管理・運営員会設置要綱細則(案)」の制定について

部会設置に伴い、新たに規則を設ける必要がある。

- 規則

→要綱第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

6. 委員会全体会について

- ・ 全体会においては、各部会の状況報告を実施する。
(隔月開催想定)
- ・ それぞれの部会の動きを把握し、目標達成のために、適宜方向性を修正する。

令和6年度全体スケジュールについて

実施月	委員会	議案	備考
6月25日（火）	第1回委員会	①委員委嘱 ②施設整備について ③令和6年度体制 ④今後のスケジュール	
8月27日（火） 午後2時～	第2回委員会	①リフォーム設計進捗報告 ②活用状況報告	
10月31日（木） 午後2時～	第3回委員会	①リフォーム設計進捗報告 ②活用状況報告 ③管理・運営について	
12月17日（火） 午後2時～	第4回委員会	①リフォーム設計進捗報告 ②活用状況報告 ③管理・運営について	トイレ設置工事完成
3月21日（金） 午後2時～	第5回委員会	①活用状況報告 ②管理・運営方法原案について ③令和7年度について	リフォーム設計完成

※全体の委員会は基本隔月で開催し、情報を共有する